令和８年１１月１６日

特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道　御中

〒０６０－００４２
札幌市中央区大通西１３丁目４番地１０２
レジディア大通公園２階
弁護士法人中山・青木法律事務所

弁護士　　櫻　　庭　　陽　　向

電　話　０１１－２３３－３０７０
ＦＡＸ　０１１－２３３－４１０９

報　告　書

ご依頼の下記事件について、次のとおりご報告申し上げます。

記

１　事件の表示

被　告	ｅｃｘｉａ株式会社
事件名	契約条項使用差止等請求事件
裁判所	札幌地方裁判所（民事第１部合議係）
	（事件番号：令和８年（ワ）第１６０３号）
	裁判長：川崎直也、裁判官：宮崎沙織、河村龍

２　報告事項

令和８年１１月１２日午後２時から、当方原告は出頭、相手方被告はウェブ会議の方法により、第１回弁論準備手続期日が実施されました。当方（原告代理人）は全員が、相手方（被告代理人）は高柳弁護士及び武田弁護士の２名が出席しました。

⑴　被告の和解案に対する当方の回答

当方から、被告の和解案に対する回答として、次のとおり述べました。・当方で和解条項案を作成し、裁判所及び被告に確認してもらった上で、協議検討を進めたいこと。

・被告の内諾が得られた段階で消費者庁及び各適格消費者団体へ通知を行い、文言の変更に関する検討要請がなければ、和解に至る流れとなること。
・当方が現状想定している和解の内容は、①今後、消費者契約法上問題のある条項について意思表示を行わないこと、②既に契約している消費者に対しても不利益が生じないように取り扱うこと、③利用規約の改正を行うこと、④違約金の撤廃（既に支払った方の取扱いを含む。）であること（ただし、代理人限りの想定として述べた。）。
・以上を踏まえ、当方から和解条項案を提出する予定であること。

⑵　被告の意見

以上に関し、被告からは、上記②及び③は請求の趣旨を超えており、和解として盛り込みすぎであるとして、再考を求める意見が述べられました。

当方から、被告提示の案では、現在契約している消費者にそのまま適用されるか否かが明らかでなく、適格消費者団体としてはこの点に配慮してほしい旨を述べたところ、被告からは、請求の趣旨としてそこまで求める義務はないのではないか、請求の趣旨の範囲でしか対応せず、これに乗じた請求には応じない、請求の趣旨は今後行わないことを求めるものであり、過去に遡って求めるのは不当である、との回答がありました。

これに対し、当方からは、被告の今後の回答内容次第では、和解を進めるか、判決を求めるかを検討する旨を述べました。

また、当方から、現在契約している消費者が解約した場合に違約金が請求されるのかを質問したところ、被告からは、個別の判断になる、契約中の消費者についても会社の判断で違約金を請求するという選択はあり得る、との回答もありました。

⑶　裁判所の意見

裁判所からは、原告の要望は理解したが、被告が応じられないとの態度を明らかにしている以上、見込みのない事項を求めることについては慎重に検討してほしいとの意見が示されました。また、請求の趣旨の範囲内であれば被告も和解に応じることが、改めて確認されました。

⑷　今後の予定

原告は、令和８年１２月４日までに裁判所に対して和解条項案を提出し、被告は、その後、２週間程度で検討することとなりました。

次回期日（第２回弁論準備手続期日）は、令和８年１２月２４日午前１１時３０分です。

以　上